

山口大学における自己点検・評価に関する基本方針

令和4年9月14日 学長裁定

1 目的

この基本方針は、国立大学法人山口大学学則第4条に基づき、山口大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等について、定期的・継続的に自己点検・評価し、自主的・自律的な質保証の取り組みにより質の向上を図り、その公表を通して、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

2 自己点検・評価の種類

本学における自己点検・評価は、以下のとおりとする。

- 1) 文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による大学評価（認証評価）に関する自己点検・評価
- 2) 国立大学法人評価委員会が行う本法人の評価（法人評価）に関する自己点検・評価
- 3) 本学のビジョンの進捗及び達成状況に関する自己点検・評価
- 4) 本学の教育、研究、組織、運営、施設及び設備の状況に関する自己点検・評価

3 自己点検・評価の実施

学長は、責任と役割を明確にした体制を構築し、自己点検・評価を実施する。

4 自己点検・評価結果に基づく改善

学長は、自己点検・評価結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、教育研究活動等の質の向上に向けた改善に努めなければならない。

5 自己点検・評価結果の公表

自己点検・評価の結果は、その性質上開示に適さないものを除き、本学のウェブページ等を通じて公表する。

附則

- 1 この基本方針は、令和4年9月14日から施行する。
- 2 第3期中期目標・計画期間における山口大学全学的自己点検評価活動実施要領（アクションプログラム）は、廃止する。